

会 議 録

会議の名称	平成22年度第2回東村山市保育料等審議会				
開催日時	平成22年12月22日（水）午後7時00分～9時00分				
開催場所	東村山市役所6階 602会議室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>（委員） 米原勝一（会長）・ 丹代了委員・久木田稔委員・廣町貴之委員 澁脇稔尚委員・唐見和男委員</p> <p>（事務局） 今井子ども家庭部長・田中子ども家庭部次長 山口子ども育成課長・野口児童課長・ 大沼子ども育成課長補佐・ 星野保育係長・小町管理係長・ 下口主査・鈴木主事</p> <p>●欠席者：小島聖（会長職務代理）</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	2人
会議次第	<p>開会</p> <p>1. 子ども家庭部長挨拶</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 議題</p> <p>（1）保育料の検証等</p> <p>（2）児童クラブ費の減免・免除</p> <p>（3）次回の審議会</p> <p>（4）その他</p> <p>4. 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>子ども育成課</p> <p>担当者名 大沼</p> <p>電話番号 042-393-5111（内線3192）</p> <p>ファックス番号 042-395-2131</p>				
会 議 経 過					
<p>1. 子ども家庭部長挨拶</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 議題</p> <p>（1）傍聴、資料配布の可否</p> <p>○「東村山市付属機関等の会議の公開に関する指針」平成22年11月19日一部改正箇所の説明 →傍聴可。今回の審議会では配布を禁じている資料は無く、資料の配布及び持ち帰り可とする。</p> <p>（2）保育料の検証等</p> <p>○前回までの経過確認</p> <p>・幼稚園、認定子ども園</p> <p>○資料の内容説明</p>					

○質疑応答

(3) 児童クラブ費の減免・免除等

○資料の内容説明

○質疑応答

(4) 次回の審議会

○資料の内容説明

次回の開催は、会長と相談のうえ委員の皆さんへ通知させていただきます。

(5) その他

3. 閉会

3. 議題

(1) 保育料の検証等

会長

議題に沿って進めていきたいと思う。

まずは議題1の「保育料の検証」について。前回の会議録と重複するところもあるが、もう一度整理した形で話をしていきたいと思う。平成20年度に実施した内容ということで、平成20年4月の保育料の改定は平成18年12月21日付厚生労働省の通知により平成19年度保育所運営費国庫負担金における保育所徴収基準額表の所得基準額の変更とともに平成19年度より新たに同一世帯から保育所のほか、幼稚園・認定子ども園を利用している児童も保育料算定対象人数に含め、二人目以降の保育料の軽減を考慮し、一点目として階層区分の見直し、二点目として保育料の多子軽減を実施したところである。

前回の主な説明によると定率減税の縮減に伴い、平成19年度より国の保育所徴収金基準額表の所得基準額が改正されたため、市では保育料徴収基準額表における定義及び条件、具体的には各階層における所得税額の設定区分の改定を行い、国基準の徴収金50:50の負担割合を目指したところである。平成20年度以降、保護者負担が減少し、市負担が増加。結果として、負担割合が国基準の徴収金に対して44:56の割合になってしまった。主な要因は税源移譲、長引く景気低迷による各世帯の収入減少の影響があった等、資料を基に前回説明があった。それでは本日の資料に基づいて子ども育成課長の山口さんより説明をお願いしたい。

子ども育成課長

平成20年度の改定において、当初想定していた徴収額基準の50:50の割合に対して、結果としてそのようにはならなかった。前回示した資料の中では、階層的に特にD階層が下にスライドしているという話をさせていただいた。前回の議論の中では「所得の変動について、実際に収入も減っているのかどうかという部分も含めてもう少し検証をして、資料がほしい。」という指摘をいただいていた。その辺を踏まえて今回の資料を作らせていただいている。資料3の1ページ目の資料については、平成19年度から平成22年度までの階層別の比率を示している。見ていただくとわかるように、平成19年度から平成20年度の部分で大きく動いており、その後についてはそれ程大きな変動をしていないという状況になっている。次に2ページだが、個別の家庭を少し可能な範囲で追いかけた資料となっている。現在まで継続的に認可保育園をご利用いただいている方ということでピックアップし作成したものになるが、ご覧いただくとわかるように、ほとんどの方が平成19年度から平成20年度にかけて階層が下がるように動いている。一階層であったり二階層であったりするが、確実にほとんどの方が動いているという状況が顕著に現れている。逆にそれ以降は階層が下がっている方もいれば上がっている方もおり、かなりバラつきがあるというのが実際に検証させていただいた結果として出てきている。例えば、Eさん一家のように、平成19年度はD6階層だったが平成20年度にはD4階層になり、その後はD5、D8階層と上がっているような方もいらっしゃいますし、逆にHさん一家のように、D9階層からD7階層に下がった後D8階層に上がって、またD7階層に下がってとあまり大きな収入変動を起こしていないと思われる方もいらっしゃる。全体的に見るとやはり平成20年度の部分で動いた後、景気動向によって大きく動いているという部分は顕著には見られない。3ページにはグラフで示させていただいているが、全体に平成19年度から平成20年度にかけて下がっており、その後はそんなに大きく動いている方はいらっしゃらない。D2から下がっている方もいれば上

がっている方もいらっしゃる、相対的に見ると特別大きく変動はしていない。4 ページは所得税から見たグラフになっているが、平成 19 年度から平成 20 年度の後の部分は割りとは平行線に見えるような数値になっている。5 ページは市民税の所得割の部分を取り出しているが、傾向としてそれ程大きな差はないと思っている。次に 6 ページを見ていただきたい。ここではシュミレーションさせていただいているが、一つだけお願いをしたい。給与収入として金額を出しているが、この収入の方が全員この所得税になるということではなく、控除の違いによって額は変わってくる。資料の額はあくまで資料作りのためのサンプルとして出させていただいている額だということを理解していただきたい。これで見えていただくと、給与収入が 300 万程度の方は税源移譲の前後も所得税額が 0 円となっており変動はないが、それに対して E さんや F さんといった 600 万、700 万の給与収入の高い方になると、600 万の E さんであっても 213,800 円が 116,300 円という所得税額になってしまい、階層区分でいうと D10 から D6 へ落ちるような状況であったことがわかる。サンプルを見ると収入が少し高めの方の税額が大きく下がっており、実際の収入が変わらない中で所得税の金額が動いているということがこの表から見て取れる。全体的に前回説明させていただいた D 階層、所得税課税階層が下へ動いているということが今回の資料からもわかる。同時に、先ほどから説明させていただいている表を見ていただくと、景気が悪くその影響で所得が下がっているというよりも、どちらかという税源移譲部分が大きく影響し、結果てきに 50 : 50 にならなかったのではないかと所管としては判断している。

○質疑応答

Q : 国基準に対して 50%を設定したいのと思うが、国は 8 階層、東村山市は 18 階層となっており単純比較はなかなかできないが、個々の階層の比率はどのような状況になっているのか？ 50 : 50 というのはトータルしての比率であり、個々の階層では違うのではないかとしたら 50 : 50 になるのか？

A : 現状 50 : 50 にするところまでの案をつめきつてはいない。考え方として全体的に階層区分をどういった形で見直しをするかということの一つあるかと思う。前回諮問させていただくにあたって、現状当市では徴収をしていない B 階層について国の見解では徴収可能となっており、その辺についても議論していただいている。そういった意味においてトータルで見直すことが基本だと思っている。階層についても納付いただく方の変動幅ができるだけ小さくなるようにということで、当市の場合は細かく階層を分けているのだと思う。議会においても当市は階層がたくさんあるということについてのご指摘をいただいていたが、トータルとして見てどのようにしていくかということを考えていかなければならないと思っている。全体的な見直しの中で、どの部分にどのような配慮を行うかということについては、今後ご意見等いただきながら考えていきたいと思っている。

Q : 前の資料を見ると、平成 17 年度は 50 : 50 になっており、平成 18 年度から若干市の負担割合が上がっている。ということは、いわゆる平成 19 年度体制で平成 20 年度に保育料を改める前から 50 : 50 の割合が崩れつつあったというように感じる。前回理由としていた定率減税の問題や所得が減ったということも加速させた要因としてあると思うが、もっと以前から何かしらの要因があったのではないかと感じる。その辺はどのように分析しているのか？

A : 平成 18 年度が下がって平成 19 年度で整っているということについて、その部分では特別なことというのは無かったと思っている。しかし、実際に定率減税廃止の影響が見えていたということで前回保育料改正についての諮問がされていると所管としては認識している。その前の段階でもおそらく調整しながら、50%前後のところでも常に動いてきたのではないかと。年度によって多少変動幅が出てしまうとは思っている。

Q : 6 ページの資料において、E さん、F さんの所得税の部分で -97,500 円になっているのは何か？

A : 課税するに当たっての基準として、%だけではないという形で一律引かれているということの良いと思う。

Q : 従来から変わっているということではなく、もともと所得税をこのように計算するのか？

A : 基本的に税の控除の仕方等その辺が動いてきているということで変わってきている部分だと思う。実際に所得税について適用税率が定められていたり、それ以外のものがあったりという部分で変動しているようなところだと思う。調べた中ではそういうことだと思っている。

Q：この資料は平成 18 年度から平成 19 年度にこのように変わったという認識で良いか？

A：良い。

Q：これは定率減税が廃止されたということではないのか？

A：逆である。定率減税の廃止ということが保育料を押し上げてしまう作用があるということで、収入が変わらないのに保育料が上がってしまうことを防ぐということが前回諮問させていただいた際に所管として一つ考えていたことであるが、同時に所得税から市民税に動いてしまうという税源移譲が発生したことによって、所得税をベースとして保育料算定する際には保育料を下げる要因を持っており、上げる要因と下げる要因のバランスの中で結果として下げる要因の方が強く働いてしまったということが、具体的に調べさせていただいている中で 50：50 の割合を崩した最大の要因だったのだと思っている。不況の影響を受けて全体的に収入が減ったのではないかということも当然考えてきて、その影響が全く無いとは思わないが、前回示した資料のように大きく固まって動いているというのは、収入が絶対的に下がったということよりも税制改正の影響をかなり大きく受けているのだと思っている。もしも階層見直しを行わずそのまま同じにしていれば税制改正があったことによって保育料がもっとずっと下がった形であったため、見直しを行ったことそのものよりもその部分を加味して考えなければいけなかったのだと思っている。前回の会議の時にはわりと保育料が上がってしまうのではないかと不安の方が強く、確定する前に諮問答申を受けて動いている部分があり、その部分で思ったよりも誤差が発生してしまっているのだと認識している。そういう意味では不況下の中で収入が変わらないのに保育料が上がることに對する部分への配慮が強く働いてしまった分だけ、逆にフライングをしてしまったのだと思う。他市状況を見るとやはり先に動いてしまった自治体には当市と同じような状況が起きており、そのまま様子見をしていた市はある程度整理がされている。正確に覚えてはいないが、ざっと他市を見ていた中では早く動いてしまった市については当市と同じような感じで 50% を大きく割り込んでしまっている状況にある。

Q：三歳未満児と三歳以上児について国の方ではそれほど大きな開きはないが、市の場合は基準額が半分ぐらいに下がっており、とても開きがある。どのような理由からそうなっているのか？0 歳児から保育園に預ければ、だいたいは就学時まで面倒を見てもらえると思う。確かに 0 歳児にはそれなりに手間暇掛かるために幼児と比べて高い額に設定されているのだと思うが、0 歳から就学時まで保育園にお願いするとしたら、ある程度平均していった方が良くのではないかと個人的には思っている。

A：さすがに今いる職員ではそこまではわかり兼ねるが、会長がおっしゃられたように、お子さんに対する保育士の配置基準が乳児と幼児ではかなりの差がある。適切な表現ではないが、かかっている経費に対してご負担していただくという概念からいくと、その辺りで差をつけてきたのではないかとと思われる。

Q：それであるならば何故国基準はそのようになっていないのか？

A：逆に言いますと、そういった部分を含めて疑問に思う部分を挙げていただく中で今後色々考えていただけると良いと思う。少なくとも所管とすれば今回検証させていただいた中で 50：50 が完全に崩れてしまっていることが事実であり、そうした中で今後は様々なことを考えていかなければいけないと思っている。今の乳児と幼児の保育料負担比率の考え方ということも当然議論の余地があるかと思う。トータルとして見てどのように考えるかという部分において、保育料についても考えなければいけないような時期に来ていると思っている。今後とも保育園を増やすという説明を前回もしているように、ほんちよう保育園が認可保育園として来春 100 名定員で新設されるということ、都事業で一ヶ所青葉町にということ、ここで東京都の方で事業者決定がされているということ、また、詳細については新聞以上のことが全くわからないが、国が行っている全生園の施策である保育園誘致の話があったりという点では待機児に対する整備もしていくが、同時に保育料のことも考えていかなければいけない。相対で考えてきた中で運営をし、安定的に保育が継続されていくということが大事な部分ではないかと所管として考えている。その辺でも様々なご議論をいただき、その中で考えていければ良いと思っている。

Q：B 階層について前回の委員会の中でもいろいろ意見が交わされたようだが、市民税非課税の

方は国基準だと保育料負担することになっているのか？

A：賦課することが可能ということになっている。市民税と所得税の両方が非課税の方と、市民税は非課税で所得税が課税という方がいる。そういう方は収入が安定していない方ということになるが、そういった部分に配慮して本市ではB階層については賦課しない形をとってきている。国基準は賦課できる形になってきている中で、今後本市はどうしていきべきかという部分についても前回課題として話題には挙がっていた。結果的にその部分については賦課するという結論にはなっていないようだが、実際にはB階層についてもいろいろ考えていく必要があると考えている。

Q：「先に動いてしまった自治体には本市と同じような状況が起きており、そのまま様子見をしていた市はある程度整理がされている。」ということだが、ようするに様子を見ていた自治体は保育料の負担が上がったということか？

A：手元に正確な資料がないためたぶんということでしか言えないが、本市が行ったように平成20年度からの切り換えをせずにそのまま見送ったとすると、今回話をさせていただいたプラス・マイナスの部分で精査されたということで、その後での整備をされているのだと思われる。結局固まる前に動いたが故に発生している今の状況を考えると、一人一人のシミュレーションは出来ないため若干の幅はあるにしてもかなり実態に近い形でのシミュレーションが出来たと思う。そういった意味で50:50に近いラインでの整備ができたのではないかと考えている。先に動いた市は同じように40%台の数字になっている。

Q：だとすると保育料負担が増えたというような感じにはなっていないという理解で良いか？

A 本市の結果から推測すると保育料を下げる作用の方が大きく働いているため、おそらく保育料が上がったという感じではないと思う。その辺の調整は結果を見ればもう少し上手くできたのではないかとと思う。

推測でしかないが、平成19年度はわりと全体的に収入が良かったのではないかと。そのタイミングで見てしまった部分と、それが過ぎた後の平成20年度で見た部分とで差が大きくなってしまったということもあると思われる。前回お配りした表でも平成19年度の場合は51.6%という数値になっており、これを見て50%ということ考えたのだとすると当然その影響も受けているのだと思う。その辺が一年遅らせることによって、ズレ幅とするとかなりきちんと見えたのではないかとと思う。

Q：所得が多かった少なかったというようにすでに決まったことデータをグラフにしてもどうしようもないことなのではないか？この審議会は二回目の参加ということで対応がはっきりしないという点では申し訳ないが、保育料を増やすというよりは市の財政として50:50にもっていくにはどうしたら良いかという審議をしているという理解で良いか？

A：前回変えた後に検証が終わった段階で保育料審議会を開催させていただいて、前回の改正の確認をしていただいた上でまたそれについてのご意見をいただくというような予定を元々はつけていた。しかし実際には前回の改正の後一定の資料が揃った段階で前会長さんが急にお亡くなりになる等、保育料審議会開催までの間があいてしまったということで、議論としては非常に間の抜けてしまった部分もあるが、審議会を開催させていただいた趣旨の一つは、税制改正を見て50:50を想定し一定整理をした前回の改正が結果としてどうなったか、結果として50:50になっていないという部分の確認ということで前回話をさせていただいている。しかし、前回お話させていただいた時には「定率減税の廃止と所得税から市民税へ税源移譲という部分でおそらく引き下げる要因が強く働いたのだと思うが、同時に所得も下がってきているのではないかと」というご意見に対して否定できるだけのデータを持っていなかったため、そこまでの説明だけをさせていただいている。「本当に税制改正がメインなのか、それとも所得がずっと下がり続けているような状況なのか」という点をもう少し精査した資料がほしいというご意見が前回あり、それを受けて本日資料をお出ししている。まず一つは税制改正の時に何らかサンプリングするとどんな感じで動いていくのかということ、二つ目は継続して保育園をご利用なさっている方の中から抽出をさせていただいて、実際に所得がどんどん下がっている状況なのかどうかという内容になっている。前回と今回とを合わせて平成20年度の保育料の改正そのものについて、改正するに当たってご議論いただいて想定したものと乖離をしてしまったという結果、乖離をしてしまった原因について100%とは言えない

が概ね税制改正の部分が大きかったといったところの確認をいただいて、今後保育料についても一度見直し、考え直しをしていかなければいけない状況ではないかということでもらなるご議論いただきたいと思っている。

Q：ということは、第一として「平成 20 年度に改定をしたが、結果として今このような状況である」ということを確認してほしいということで良いか？

A：良い。

Q：資料についてはもう結果であり、ここに出されているような状況になったということを私たちが認識すればそれで良いか？

A：本来、平成 21 年度中にこれをさせていただきかけたのだが、結果として先程も申し上げたように想定外の状況になってしまったため平成 21 年度中に審議会を開くことができず少し間抜けてしまったということと、当初の予定では前の議論をした会長さんにそのまま結果についても報告を入れて引き続き議論していただければということも所管としては考えていたが、結果的にご不幸があったため違和感があるということも含めてご理解いただきたい。その辺のご理解をいただいた上で「今度は具体的にどういった形で」という部分をまたご提案をしていかなければいけないとも所管として思っている。本日会長からいただいた「何故乳児と幼児の差がこんなに大きいのか？その点についてはどのように考えるのか？」というような全体を見た時に考えられるようなところの疑問を含めてトータルで考えさせていただきたいと思っている。今回は前回と同じ轍を踏まないために、税制改正の部分も含めてきちんと確認した上でまたお示ししご議論いただければということと、後ほど部長から少しさわりの説明をさせていただく予定であるが、国が今言っている新システムについての影響が全く無いとは言い切れないためもう少し動向を見て、そういった部分での情報も合わせて何らかの形で提示をさせていただき、また議論していただくということを今後考えていきたいと思っている。今日までの部分というのは、どちらかということ平成 21 年度中に終わらせられれば良かったのだが残念ながらそういかない中で、私共で整理をさせていただく時間もかかっているが、前回とは違って少し諸々の確認をした中でのご提示をさせていただいてまたご議論いただければと思っている。

Q：保育料の決定通知を発送していると思うが、決定した金額に対して問い合わせはくるものなのか？

A：収入に波のある方の場合には保育料も大きく動いたりするため、問い合わせはある。それ程収入が動かなければ保育料も大きく変動しないため、その辺ではあまり問い合わせはない。逆に言うと、細かく階層を分けてある分、自身が払っていた時を思い返してみても一階層ぐらい変わってもあまり気がつかなかったように思う。ただし、収入に変動がないような形でお仕事をなさっている場合には、ある年けっこう下がってまたある年は高かったということがあれば「何故？」という問い合わせはある。

会長：平成 20 年度改正に関する結果については確認しました。これから行政の方で次のステップに進むに当たって「こんな資料を作ってもらいたい。」等の希望がありましたら今のうちに要望していただきたい。例えば、「現在非課税世帯は保育料免除となっているが、負担していただくことになった場合にどの程度率が変わるのか？」そういう資料がありましたら用意していただきたい等。何かないか？

Q：B 階層の方から保育料を取るのか取らないのか？また、それが本当に 50 : 50 になるのか？保育料は元々平等ではないと思っているが、B 階層の方に負担してもらっても 50 : 50 にならず、ある程度大きい階層をもう少し動かせば B 階層から取らなくても率が上がるということであれば、そっちで考えた方が良いのではないか？無いところから取ることを考えよりは、話としては良いのではないか？

A：色々ご意見をいただいたものについて、当然 1 パターンだけではなくシミュレーションさせていただくことになると思う。「こういう感じでいじるとこういう風になる。」というようなことをいくつかやらざるを得ないと思っているし、その中には先程会長がおっしゃったことについても調べられる範囲で確認をさせていただいて、もう少し考えさせていただければと思っている。税制改正だけではなく実際に気になっているのは、「新システムの中で保育料

の考え方がどうなってくるのか？」という部分が全然見えていないということであり、そういう意味ではそこももう少し資料がほしいと思っている。保育料に関係することでこちらが知りたい部分についてももう少し見えてきた方が良いと思っている。ただし、おっしゃられたような、階層的に収入がある程度多いところをいじるということと、満遍なくいじるということもあるでしょうし、ある程度から上の部分を考える等、色々やり方はあると思う。その辺はまたいくつかシミュレーションをさせていただきたい。

(2) 児童クラブ費の減免・免除

会長

次に 2、「児童クラブ費の減免・免除について」を議題としたいと思う。当局の方からご説明をいただきたいと思う。

児童課長

私の方から児童クラブ費の関係を説明させていただきたいと思う。前回第 1 回目の時は、実際に児童クラブの在籍児童数が増えているということや、現在月 5,500 円の児童クラブ費となっているが平成 13 年から変更もなく今日まできているということ、また、過去からの変更の経過、他市 26 市の児童クラブ費の金額等をご紹介させていただいた。本日は児童クラブ費の中身である「児童クラブ費の減免制度・免除制度」について取り上げさせていただきたい。こちらも見直しをしなければいけないという検討課題があったが、現状のままできているということもありこの辺をどのように見直しをしていけば良いのかという部分をこの審議会の中でご意見、ご協議いただければと思っている。それでは資料 4 をご覧になっていただき、1 ページ目からご説明をさせていただきたい。まず現在の東村山市の児童クラブ費免除・減額の制度について説明させていただくと、当市では生活保護世帯、市民税非課税世帯、就学援助世帯のいずれかの世帯を対象に児童クラブ費満額の 5,500 円を 0 円にする免除制度を導入している。生活保護世帯というのは、国制度の生活保護を受けている世帯であり、困窮度合いが高いと見なされているため、5,500 円の児童クラブ費を 0 円に免除としている。市民税・都民税の非課税世帯については、収入に対して控除や税率を算入して税額決定をするものであり、税額が低ければ収入も低いとの想定ができるため、減免の対象としている。就学援助については、経済的理由によって就学が困難な児童や保護者に対して義務教育の円滑な実施を目的に援助を行うという制度であり、公立の小中学校に在籍する児童・生徒の保護者に対して学用品や給食費、その他公共機関を利用の場合には通学費の支給をしている。就学援助の対象になるのは、その世帯全員の給与であったり、年金、不動産といったあらゆる収入の合算額が一定の金額以下であれば援助を受けられる制度になっている。教育委員会の方で把握している制度であるが、簡単に申し上げると生活保護基準の基準額の 1.4 倍に満たなければ就学援助が受けられる制度である。非課税世帯と同様に収入を元に算定されているため、就学援助を受けている方に対しては児童クラブ費の方も免除というようにしている。この三つが児童クラブ費を 0 円にする免除になる。また、二人以上の児童が児童クラブに入会している時には、二人目以降の児童について一人につき 5,500 円から 3,500 円に減額するという減額制度を設けている。参考までに、平成 21 年度の全体の児童数からみた割合は、免除 25.1%、兄弟の減額は 4.7% であり、合わせて 29.8% となっており、全体の約 3 割がこの免除・減額の適応になっている。項目 2 についてだが、今後児童クラブ費の免除の考え方として大切、重要なところは、「どのような世帯に対してどれだけの支援、いわゆる軽減対策をするべきか。」という部分であり、「真に免除を必要とする世帯はどのような世帯なのか。」という整理が必要だと考えている。この見直しの考え方の一つとして「世帯の収入額を基準に判断すべき。」とまずは考えており、現行の生活保護世帯の免除という部分については引き続き免除世帯というように考えている。また、市民税の非課税世帯と就学援助を利用されている世帯については重複している部分が多いため、市民税の非課税世帯の方は引き続き免除とさせていただき、就学援助を利用されている方については除くのはどうかと考えている。また、市民税非課税世帯とは別に市民税の均等割のみが課税されている世帯には、例えば年額の半額免除や一定の減額の方法で困窮度の支援を行う考えはどうかと思っている。また、近年一人親世帯が多く見受けられるが、現在当市の児童クラブ減免制度の中には存在していないため、そういった世帯に対しての免除適用ということも考え方の一つとしてあるのではないかと考えている。項目 3 については他市の状況ということで、次ページに「近隣各市児童クラブ費の減免制度」ということで載せている。こちらは 11 月にホ

ホームページの内容や実際に他市の担当する職員に電話聞き取り等を行い調査し、表にしたものである。一番左側に項目があり、1番の使用料から11番の申し込み方法まで載せている。1番目の使用料がいわゆる児童クラブ費で、2番目の間食費がおやつ代に当たるが、児童クラブ費に間食費を含めている市と別途徴収している市があるため、分けて記載している。それから项目的には3番目で二人目以降の児童、4番目が生活保護を受けている、5番目が非課税、6番目が就学援助を受けている、7番目が一人親家庭の方、8番目が市民税の均等割の課税、9番目がその他の理由ということで特に市長が生活困窮と判断した場合に減免免除をすることができるという規定を設けているかどうか、10番、11番はその他の項目として参考までに記載している。当市は今説明した通り月5,500円であり、別途おやつ代の徴収はしていない。それから、二人目の方は3,500円、免除の項目は三件となっており、その他は免除の規定がないというのが現状である。他市の状況も横にずっと見ていくと、前回ご提示したように使用料は各市でまちまちであるが平均は5,000円から6,000円ぐらいになっているようである。それから項目の3番目の二人目以降の児童を当市と同じように減額している所は、小平市が半額、清瀬市は3,000円、東大和市は育成料のみ2,500円の減額、西東京市は半額、立川市は2,500円という形で制度が設けられている。4番目の生活保護法に該当する方に関しては、どちらの市も免除となっている。非課税世帯についても同じく免除としている市がほとんどであるが、立川市が唯一その制度がない市になっている。当市と同じように6番目の就学援助を受けていれば全て免除にしているところは、西東京市が育成料だけを免除、立川市が免除であり、小平市が半額となっている。その他の市はそういった制度を設けていないという状況である。7番目の一人親家庭に対する制度について当市は制度を設けていないが、小平市は半額、清瀬市が3,000円、西東京市が免除となっており、その他の市は特に設けていない状況である。また、市民税の均等割のみ課税されている世帯への減免制度は、小平市が半額、小金井市が3,000円と規定されている。9番目のその他生活困窮と市長が認める等の規定を設けている所は、ほとんどの市で減額・免除等があるようである。10番目の欠席時の免除というのは、小平市の例を見ますと、月の全日数を欠席、要するに児童クラブを利用しない場合には事前に申請すれば一ヶ月を限度にその月の育成料を免除するという制度を設けている。また、災害により一ヶ月以上欠席した場合や児童の疾病、怪我により一ヶ月以上欠席した場合には二ヶ月限度免除にもなっている。東大和市では同じように疾病その他の特別な理由によって全て欠席の場合には届出をして一ヶ月免除という規定を持っているようである。西東京市には休会制度というものがあるようで、児童の疾病等で概ね一ヶ月から三ヶ月程度届出によって免除という規定を設けている。また、立川市においても同様の免除がある。11番目の項目では、減免・減額制度はすべて自己申請、申込主義という形をどちらの市も取っている。ただし、申請した月からなのか、翌月からなのかといった「いつから減額・減免になるか」という部分については多少差が出ている。当市では、年度内に申請があれば年度内を遡って免除をしている。近隣他市の状況を参考にできる所は参考にしながら当市の免除規定、制度の見直しをしていきたいと思っている。皆様のご意見をお聞かせいただきたい。

○質疑応答

Q: 東村山市には「なし」という項目が多いが、その項目については今後検討するということか？

A: していきたいと思っている。その辺を皆さんからご意見をいただき、どこを採り入れていくかといった部分についても考えていきたいと思っている。

Q: 免除・減額は喜ばしいことだと思うが、先程の保育園の話では厳しいという話が多く、何となく保育料が足りないという流れになっている中で、学童は何故免除・減額を考えているのか？国からの指示があるわけではなく、「他市がこんな感じだから、当市もこんな風に考えている」ということで良いのか？子ども家庭部としての流れがよく見えない。

A: 今回免除についての説明をさせていただいたが、先程の保育料もそうだが、今後ご負担をどのようにするかという議論については避けて通れないものだと思っている。したがって、現在一律で5,500円という金額を支払っていただいているが、5,500円という金額が果たして適正なのかどうか、資金力のある方も普通の方も同じで良いのかどうかという部分が我々としては意見があるところでもある。例えば数は少ないが、小金井市のように何段階かに分けてご負担いただいている市もある。この辺も今後議論していく中で話をさせていただければと思っている。今日の段階ではここまでは出せないが、そうことも含めて議論していただ

きたい。

Q：他市では学童クラブの運営形態が公設公営ではないところもある。民間に委託している市もあれば完全に民営化している市もあるが、今この表に出ている市がどのような状況かということを知りたい。また、当市に限定するが、一人につき一月どのくらいのお金がかかっているのかを知りたい。我々親は「自分達の支払いはなるべく抑えたいが、要求・要望は様々する」という非常に矛盾に満ちている。例えば「先生方をたくさん増やしてほしい」や「広い部屋で保育してほしい」といった要求・要望は出すが、「しかしお金は今のままで」という要望も出る。それは相容れない部分でもあり、実は値上げしなければいけない時期にきているのかもしれないが、難しいところもある。それをどのように折り合い付けていくかという時に、今実際に市としていくらお金を出していただけているのかということを知りたい。今日答えられなければ次回の時に教えていただきたい。

A：今わかる範囲ではあるが、本日の資料に載せてある市の中では西東京市が4つぐらいNPOに委託をしていると自身も記憶している。他、立川市にもいくつかあり、あとは直営だったように思うというぐらいしか現時点では分からない。次回正確な情報を出せればと思う。また、二点目の「実際にいくらぐらいかかっているのか？」という件についてはどこまで含めるのかということにもよるが、前回「児童クラブ事業費にかかる経費」という参考資料を出させていただいた中では数億になっていたと思う。「あれが全てなのか？もっとプラスすべきなのか？」ということもあるが、一月一人5,500円の負担では当然足りないという状況である。以前国の方から出された「児童クラブ費の考え方」というものがあり、そこで見ても数万円は月々かかっていると記憶している。今回の見直しということについては、「見直しをしてどんどん減免・減額を増やした方が良い。」という考え方もあろうかと思うが、逆に、就学援助制度というものが非課税世帯と被っていたり、家族全員の収入に対して受けられるかどうかが決まるというもののため、減免から除いてしまうのはどうかと考えている。そうすると今まで減額を受けていた世帯が今度は月5,500円かかるようになり、そこは市とすると増になる。しかし、その中でもひとり親家庭の方は就学援助を受けている率が高いため、ひとり親家庭の方に対して違う減額制度を設けた方が良いのではないかと考えている。

会長

ひとり親＝低所得とは限らないのではないかとその辺は所得で見るとか、形態で見るとか議論すべき余地があると思う。今、次回までに色々資料をお願いしたが、他に何かあれば出してほしい。

Q：就学援助の対象となる世帯の割合はどのくらいなのか？

A：平成21年度の実績では、231/1180世帯が就学援助によって免除になっている。

Q：ということは、単純計算をすると231世帯×5,500円はプラスになるということか？

A：就学援助の制度をなくしたとしても、就学援助を受けている方が非課税だとすると非課税の減免制度を受けることになる。

Q：就学援助世帯のみの世帯数はわからないのか？

A：わからない。

Q：先程の保育料の話ではないが、シミュレーションをしてみたらやっぱり下がってしまったというようなことにはならないのか？

A：シミュレーションをしたいが、できない理由がある。児童クラブ費は収入によって金額が変わるという考え方ではないため、その世帯の収入に関わる情報というものをいただけていない。我々の方で探る権限もない。

Q：そうであるならば、どうやって非課税かどうかということがわかるのか？

A：非課税の免除制度を利用する方には非課税証明書を提出してもらっている。それぞれの減免制度利用の申請に対して必要書類を出していただくため、書類を出していただいて初めて非課税世帯だということが分かり、初めて減免制度の適用となる。逆に言うとそれが申請の数

となる。

Q：一ヶ月丸々休むというお子さんは、結構いるのか？

A：いる。

Q：当市が10番の欠席時の免除をなしにした理由にはどのようなものがあったのか？

A：当時はそこまで想定していなかったのだと思う。

Q：昔は「学童に預けないと仕事に通えない。」という人達が多かったため、夏休みであってもたくさん出席していたが、今は利用理由も色々な形に分かれており、どうしても利用されない方も増えてきているのだと思う。しかし、実態としてはそんなに多いというわけではないのでは？各学童に10人、20人というわけではないと思うがどうか？

A：その通りである。必要があって申込みをして入っているのもそれほど多くはないが、入院等の場合には実際に有り得る。

Q：生活保護を受けている方や非課税の方というのは、入所申込みをすれば基本的には全員入れているのか？

A：指数によってということにはなる。

Q：生活保護世帯の方でも入れない方はいるのか？

A：いる。

委員

非課税世帯だからといって全員が全員入れるのではなく、ちゃんと両親が働いているもしくはそれに準じた方で、役所の方で一定の基準があり、認めてもらえた方しか入れないようになっている。

会長

それではその入所基準についても資料として出していただきたい。学童クラブについては、先ほどお願いした資料と児童課長の方で気づいたことがあれば+αで作っていただいて、次回具体的に議論するということで良いか？

児童課長

良い。

(3) 次回の審議会

会長

それでは次の議題に移りたいと思う。3番目は「次回の審議会について」ということで事務局よりお願いしたい。

事務局

平成23年度の開催については会長と相談して日程調整をさせていただき、皆様にお知らせさせていただきたいと思っている。

会長

そういうことで良いか？

全委員

了承した。

(4) その他

会長

最後に、資料もいただいているが「子ども・子育て新システムについて」部長よりお願いしたい。

子ども家庭部長

現在国レベルで「子ども・子育て新システム」というものが議論されており、かなり大きな仕組みの変更が予定されているようである。しかも来年の3月の通常国会に法案が提出されると聞いている。現在分かる範囲でご説明をさせていただきたい。資料5の2ページ目を見ていただくと「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」というものがあり、そこには「目的」「方針」「新システムとは」というものに分かれている。最後の「新システムとは」という部分は「政府の推進体制・財源の一元化」「社会全体による費用負担」「基礎自治体の重視」「幼稚園・保育所の一体化」「多様な保育サービスの提供」「ワーク・ライフ・バランスの実現」ということでかなり大きなシステムの変更になっている。現行の制度ではそれぞれ補助金がバラバラで、幼稚園や保育園がそれぞれ違う法律になっているが、それを財源的にも一つにまとめて基礎自治体の市町村がサービスの実施提供者になるということである。幼稚園・保育園の一体化についてはかなりマスコミでも報道されているが、未だ議論もまとまっていない状況である。その次のページは「基本設計」という内容になっている。具体的には4ページを見ていただきたい。「給付設計」と書いてあるが、これは「基礎給付」と「両立支援・保育・幼児教育給付」の二つに分かれるものである。「基礎給付」の「個人給付」においては、現在支給されている子ども手当と一時預かり等の子育て支援等があり大きな特徴である。資料右側の「両立支援」においては幼保一体化や放課後児童給付等がある。幼保一体化については現在も議論が進められているわけだが、10年間ぐらいのスパンを持つということや、最初の政府案では「子ども園」という名称が出ていたが、現在はそれぞれの名称を残すというやり方等5つの案が議論されている。このような制度に変わることによってサービス区分の整備や利用者の選択に基づく給付の保障等、大きく言うと介護保険制度のように特別会計を作り、そこで全部まとめて給付をしていくというようなイメージをもっていたらと思う。次に5ページだが、今お話しした制度設計のイメージを載せている。中央と地方の間に税制改革とあるが、これについては恒久財源を確保するということが一つの条件において大きなハードルだとは思いますが、その中に「子ども子育て勘定」というものを財源の一元化で作成し、そこから実施主体である市町村（基礎自治体）の方へ特別会計というものが作られるようになる。その中にはいわゆる労使の事業主あるいは本人の拠出金や国からは負担金・補助金を一括にし、都道府県の一般会計からも市町村の特別会計にお金がかかるという仕組みになっている。そこから先程説明した現物給付と現金給付に分かれて給付をしていくというイメージになっている。6ページにスケジュールがあるが、実は8月下旬から作業グループが発足しており、基本制度・幼保一体化・子ども指針という3つのチームで議論をしている。すでに12月ということでもかなり詰まってきたところで議論されていると言われているが、具体的にどうなるかというものは今の段階では情報として出せないのが現状である。来年の3月には法案を提出するというところで、時間的にどうなるのかという部分を我々としても非常に危惧しているところであるが、来年3月の通常国会に提出してできるところから進めていき、平成25年度以降に完全に移行するという話を聞いている。また新しい情報が入り次第お話をさせていただきたい。

会長

何か意見のある方がいれば発言していただきたい。

子ども家庭部長

特に意見がないということであれば、5月以降で若干市として動きのあった部分の話をさせていただきたい。まず、待機児が209名という今年4月1日の数字があったが、その辺りがどのようになっているのかということについては、やはりこの保育料審議会の中で次回にでも少し提供させていただきたいと思っている。今年もすでに申込みが始まっており、またかなり厳しい数字が出るものと考えている。ただ来年の4月には本町都営住宅の中に認可保育園が一ヶ所開設し、また認証保育所も一つ増える予定いるため、幾分かは改善されることを期待している。その辺の情報提供もさせていただきたいと思っている。また、それに関連して、9月議会において「認可外の保育所に通わせている方々への補助をしてほしい。」という請願が提出された。これは要するに、認可保育園に通っていらっしゃる方と認可保育園に入れない方の保育料の差額がかなり大きいということで、議会においても「何らかの方法を考えるように。」という風なことで可決された。それについても次回情報提供させていただきたいと思っている。また、青葉町において福祉のインフラ整備事業が行われている件で、平成24年4月に向けて認可保育園が建設の予定となっているが、東京都が12月9日にプレス発表を行い、事業者が広島県の三篠会に決まった。保育園

の隣には高齢者の施設を作る予定であり、そこも同じ事業者が決まっている。ということで、平成24年に向けて認可保育園がもう一つ作られる情報がある。もう一点、全生園については新聞報道等が先行しており、我々の方では正確に掴んでいるわけではない。「全生園の中に保育園を誘致する」ということで、実は本日事業者への説明会がされている。何社集まったか等については全くわからないが、1月中旬ぐらいに事業者の応募を締め切って3月ぐらいには事業者を決定したいという情報がマスコミ等で流れている。平成24年4月を予定しているという報道もあるが、期日についてはこちらも正確なものを掴んでいない。しかし、そのような動きがあるということでの情報提供をさせていただきたい。

3. 閉会

会長

市も受け皿を増設しているわけで、逆に言えば保育料の適正化ということも大きな課題なのだろうと感じた。それでは本日はこれで閉めさせていただいて良いか？

委員

次回の開催はいつ頃になるのか？3月前に開催する予定はあるのか？

子ども育成課長

3月より後になってしまうと思う。年度内には条件整理が終わらない。

会長

それでは新年度に入ってからということで良いか？

全委員

了承した。